

とちぎ広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例

平成 28 年 2 月 26 日  
条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第 1 項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域を定めるほか、同法第15条第 2 項に規定する消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防本部の設置、名称及び位置)

第 2 条 とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）に消防本部を設置する。

2 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
とちぎ広域消防局	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1

(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)

第 3 条 組合に消防署を設置する。

2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
帯広消防署	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1	帯広市
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目 1 番地	音更町
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西 2 線161番地	士幌町
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線238番地	上士幌町
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町 3 丁目10番地	鹿追町
新得消防署	上川郡新得町 4 条南 3 丁目 1 番地	新得町
清水消防署	上川郡清水町南 6 条 4 丁目 1 番地 2	清水町
芽室消防署	河西郡芽室町東 2 条 3 丁目 1 番地	芽室町
中札内消防署	河西郡中札内村大通南 1 丁目12番地	中札内村
更別消防署	河西郡更別村字更別南 1 線93番地	更別村
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地 1	大樹町
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東 4 丁目 4 番地	広尾町
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	幕別町
池田消防署	中川郡池田町字西 2 条11丁目 1 番地の12	池田町
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	豊頃町
本別消防署	中川郡本別町北 2 丁目 4 番地 1	本別町
足寄消防署	足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目52番地	足寄町
陸別消防署	足寄郡陸別町字陸別原野分線 8 - 55	陸別町
浦幌消防署	十勝郡浦幌町字桜町 4 番地 3	浦幌町

(消防長の資格)

第 4 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防

署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第5条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (4) 前号の職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (5) 前号の職の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に4年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則（平成28年2月26日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。